

# 「新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務」 公募型プロポーザル実施要領

新温泉町では、文化財保護法第183条の3に規定する文化財保存活用地域計画の策定支援業務を委託する事業者の選定を行います。事業者の決定にあたって、効果的で現実性の高い地域計画を作成するために、文化財・まちづくり等の専門的知識や、文化財の保存活用のための計画策定に関する経験が必要であることから、プロポーザル（企画提案）方式を採用し、業者選定を行うことにしました。

この要領は、地域計画策定支援業務に係る民間事業者からの提案に関して、必要な事項を定めたものです。

## 1 業務名

新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務

## 2 事業概要

### (1) 業務内容

「新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務仕様書」（別紙1）のとおり

### (2) 委託契約期間

契約締結日の翌日（令和3年6月予定）から令和4年3月31日まで

### (3) 提案限度額

令和3年度4,200千円（消費税含む）

※参考 令和4年度は5,950千円（消費税含む）、令和5年度は2,960千円（消費税含む）。総額13,110千円を予算要求予定。

## 3 選定方法

(1) 事業を受託する事業者は、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

(2) 応募のあった事業者の企画提案書を、新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

## 4 参加資格

参加者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 文化庁の規定する「文化財保存活用地域計画」又は「歴史文化基本構想策定業務」を十分理解し、過去5年以内に自治体が作成する歴史文化財各種計画やまちづくり計画などの類似する業務の実績を有するもの。

(2) 新温泉町での競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。

(3) 新温泉町入札参加資格者指名停止基準（平成20年新温泉町告示第41号）による指名停止期間中でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 5 企画提案に係るスケジュール

(1) 募集要領、仕様書等公表 令和3年5月10日（月）

(2) 業務実施に係る質問の受付 令和3年5月10日（月）～5月14日（金）

(3) 質問への回答 令和3年5月17日（月）

(4) 参加申込書の受付 令和3年5月21日（金）まで

(5) 企画提案書等の受付 令和3年6月11日（金）まで

- (6) プレゼンテーションの実施 令和3年6月18日(金)
- (7) 審査結果公表 令和3年6月23日(水)
- (8) 契約の締結 令和3年6月下旬

## 6 参加申込書等の提出

プロポーザルへの参加者は「参加申込書」(様式1)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、添付書類を添えて持参または郵送により生涯教育課 浜坂先人記念館へ提出すること。なお、企画提案書を同時に提出することも可能とする。

- (1) 提出書類 1) 参加申込書 (様式1)  
2) 添付書類 ・最新の納税証明書
- (2) 申込受付期限  
令和3年5月21日(金) 17時必着

- (3) 提出先  
〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂1208  
新温泉町教育委員会 生涯教育課 浜坂先人記念館

- (4) 参加辞退届  
参加申込書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」(様式4)を記入し、持参または郵送で提出すること。

## 7 質問及び回答

- (1) 質問方法  
質問がある場合は、「質問書」(様式3)に記載し、メールまたはFAXで新温泉町教育委員会・浜坂先人記念館に提出すること。また、メールの件名は、「新温泉町文化財保存活用地域計画 質問書(事業者名)」とし、FAXの場合は、送付後生涯教育課先人記念館へ確認の電話をすること。  
※その他の方法(電話・来館等)による質問は受け付けない。
- (2) 質問受付期限  
令和3年5月14日(金) 17時必着
- (3) 回答方法  
回答はメールにより、令和3年5月17日(月)に、全ての質問内容及び回答を全応募者に対して通知する。

## 8 企画提案書等の提出

参加者は、「新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務企画提案書作成要領」(別紙2)を参照のうえ作成し、一括して持参または郵送により提出すること。

- (1) 提出部数  
印鑑を押印したもの 1部  
印鑑を押印していないもの 9部
- (2) 提案書受付期限  
令和3年6月11日(金) 17時必着
- (3) 提出先  
新温泉町教育委員会・生涯教育課 浜坂先人記念館

## 9 審査について

- (1) 審査委員会  
受託者の選定は、審査委員会が行う。選定にあたっては、提出資料等(参加申込書、企画提案書、プレゼンテーション)を審査基準(別紙3)により審査し、その合計点が

満点に対して6割以上であった事業者の中から最も優れた提案を行った者を1事業者選定する。審査によって選定された者が、辞退また契約の時点において資格がないと認められたときは、次順位の者を受託者とすることができる。

## (2) プレゼンテーション

ア 日 程 令和3年6月18日(金) 午後1時30分～  
場 所 新温泉町浜坂多目的集会施設

### イ 実施内容

- (ア) 提出資料を基にプレゼンテーション(説明)とヒアリング(質疑)を行う。
- (イ) 持ち時間は、1事業者につき概ね25分とする。(説明15分、質疑10分)
- (ウ) プレゼンテーションは企画提案書等の掲載内容のみで行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- (エ) パソコン、プロジェクター等の使用により提案内容の説明を行う場合は、各自準備すること。(スクリーンは役場で準備する。)
- (オ) 参加者は3人までとする。

## (3) 審査結果

審査結果は、令和3年6月23日(水)付けで参加者全員に郵送で通知するとともに、本町のホームページで公表する。なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

## 10 業務委託契約について

受託者と本町が協議し、「新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務仕様書」を確認したうえで契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と本町の協議により最終的に決定する。

受託者が令和3年度の本業務を良好に遂行した場合は、令和4年度及び令和5年度の文化財保存活用地域計画策定に係る予算が成立することを前提に、受託者は令和4年度及び令和5年度の業務を新温泉町と随意契約できるものとする。

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者及び参加申込者の負担とする。
- (2) 参加手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限後の提出資料の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (5) 契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。ただし、新温泉町財務規則により免除することができる。

## 12 問合せ先及び提出資料の提出先

〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂1208  
新温泉町教育委員会・生涯教育課 浜坂先人記念館(担当:川夏)  
電話 0796-82-4490 ファックスも同じ  
メール [syogaikyoiku@town.shinonsen.lg.jp](mailto:syogaikyoiku@town.shinonsen.lg.jp)